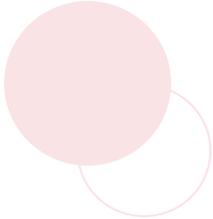




合理的配慮の提供をわかりやすく！

藤沢ビジネスフォーラム
2024/6/22



藤沢ビジネスフォーラム

合理的配慮について考える

- 合理的配慮を考える前に
- 合理的配慮の説明
- 「ともに生きる」とは
- 具体的にやっていくこと

藤沢ビジネスフォーラム

合理的配慮を考える前に



「障害者差別解消法」を知っていますか？

- **不当な差別的取扱いの禁止**
- **合理的配慮の提供**

「障害者差別解消法」を知っていますか？

不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等	事業者
禁止	禁止

「障害者差別解消法」を知っていますか？

合理的配慮の提供

行政機関等	事業者
義務	努力義務

義務



Point

障がいは社会の中にある（障がいの社会モデル）

4つの視点でのバリア（心のバリアフリー）



Point

障がいは社会の中にある（障がいの社会モデル）

4つの視点でのバリア（心のバリアフリー）

地域には、さまざまな人が一緒に暮らしている

身体障がい



歩けないことが
「障がい」??

男の子は「立って歩けない」ので、車いすを使っています。
道路に段差があるため、前に進むことができません。

Ana Letter

地域には、さまざまな人が一緒に暮らしている

身体障がい

社会の中の「障がい」を
取り除こう！



道路に段差がある環境が「障がい」。段差をなくしたり、手伝う人がいれば、障がいを取り除くことができます。



「障がい」は社会の中にある

障がいを生み出す社会や環境を変えることで

問題を解決していく



Point

障がいは社会の中にある（障がいの社会モデル）

4つの視点でのバリア（心のバリアフリー）



社会の中にある4つのバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、
移動面などで困難をもたらす物理的なバリア

物理的なバリア

社会のルールや制度によって、能力以前の
段階で機会の均等などを奪われているバリア

制度的なバリア

文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、
必要な情報が平等に得られないバリア

意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、
障がいのある人を受け入れないバリア

社会の中にある4つのバリア

物理的なバリア



イラスト：政府広報オンライン

公共交通機関、道路、建物などにおいて、
移動面などで困難をもたらす物理的なバリア

社会の中にある4つのバリア

制度的なバリア



イラスト：政府広報オンライン

社会のルールや制度によって、能力以前の
段階で機会の均等などを奪われているバリア

社会の中にある4つのバリア

文化・情報面でのバリア



イラスト：政府広報オンライン

情報の伝え方が不十分であるために
必要な情報が平等に得られないバリア

社会の中にある4つのバリア

意識上のバリア



イラスト：政府広報オンライン

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、
障がいのある人を受け入れないバリア



4つの視点でのバリア

目に見えやすいバリアだけでなく
さまざまなバリアを取り除いていく

藤沢ビジネスフォーラム

合理的配慮とは

具体的にどういうこと？

例えば障害のある人が
来店したときに…



障害者差別解消法が変わります！
令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 義務

目次

- 1 表紙
- 2 共生社会の実現に向けて
- 4 合理的配慮の提供とは
- 6 合理的配慮には対応が重要です！
- 8 不当な差別的取扱いとは
- 10 障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト
- 12 語ったときは

内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」





合理的配慮の提供

行政機関や事業者は、障がいのある人から
「社会的なバリアを取り除いてほしい」 旨の
意思表示があった場合に、

**それに伴う負担が過重でないときに、
バリアを取り除く合理的配慮を提供する**

障害者差別解消法の対象

障がい者

障害者手帳を持っている人のことではない。

障がいや社会の中にあるバリアで生活に制限を受けている人すべて。

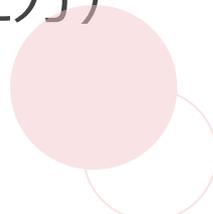
事業者

企業や店舗、団体など、目的の営利・非営利、個人・法人問わず。

個人事業主やボランティア活動なども含まれる。



合理的配慮の提供における留意点（避けるべき考え方）

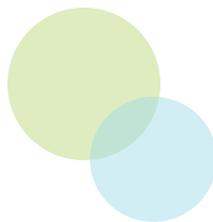


「前例がありません」

「特別扱いできません」

「もし何かあったら...」

「〇〇障がいのある人は...」



内閣府リーフレット「令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化されます！」

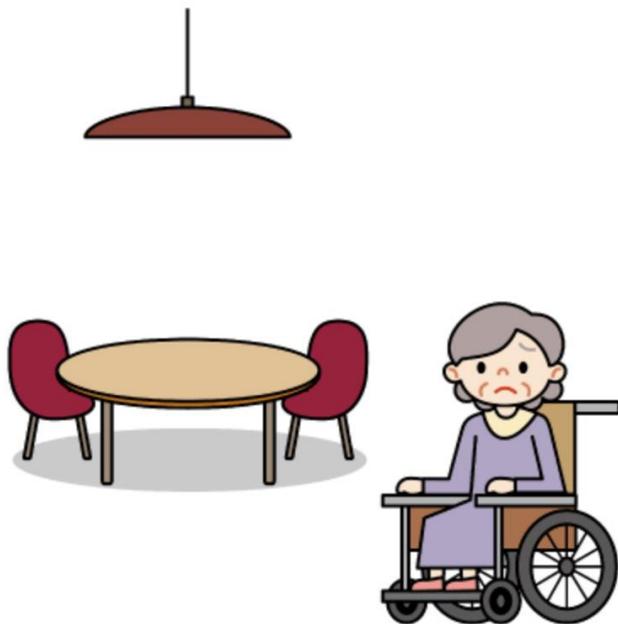
Ana Letter



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

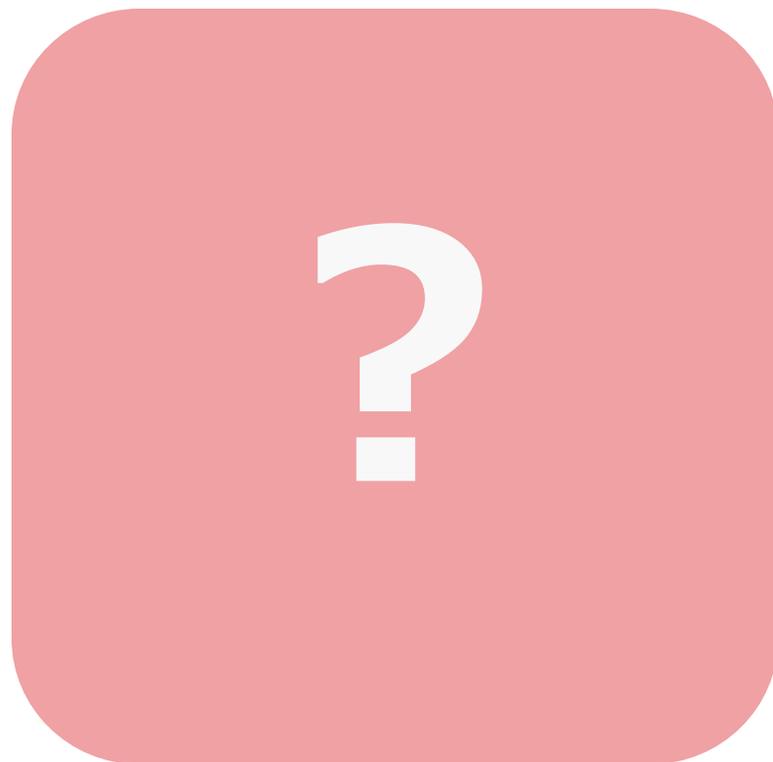
肢体不自由



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

視覚障がい



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

聴覚障がい



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

知的障がい



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

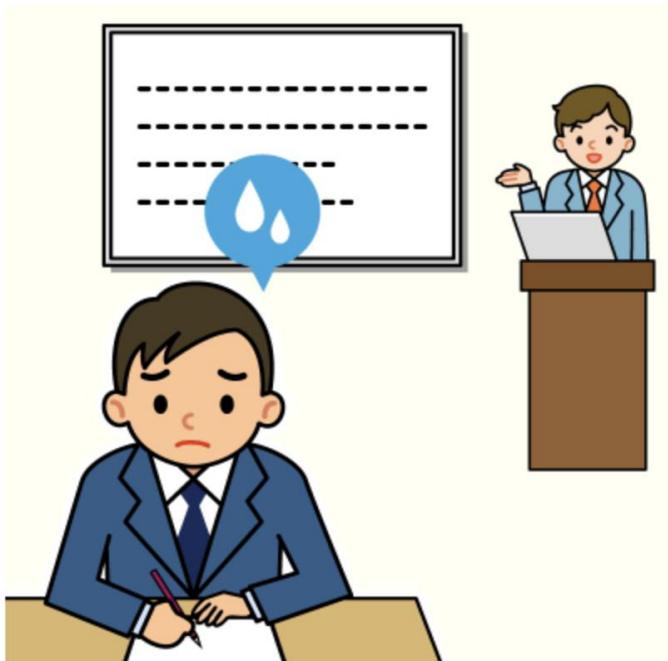
精神障がい



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

発達障がい



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

内部障がい



合理的配慮の提供（例）

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」より

重症心身障がい

